

太農委告示第32号

公 示

下記農地は農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項（同法第33条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和 7年 9月30日

太良町農業委員会
会長 榊原 照博



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の 種類	農地法第32条又は 第33条の該当条項 等	農地の所有者等 の情報
太良町大字多良字尾辺 田 3046 番地	畑	3.79	所有権	農地法第33条第1項	(亡)鍋島直縄
太良町大字多良字杉谷 3597 番地	畑	24	所有権	農地法第33条第1項	(亡)鍋島直縄
太良町大字多良字江岡 4425 番地 7	畑	301	所有権	農地法第33条第1項	(亡)鍋島直縄
太良町大字多良字江岡 4834 番地	畑	78	所有権	農地法第33条第1項	(亡)鍋島直縄
太良町大字多良字中路 7432 番地	畑	276	所有権	農地法第33条第1項	(亡)鍋島直縄
太良町大字多良字大川 内 8997 番地 1	畑	167	所有権	農地法第33条第1項	(亡)古庄正二
太良町大字多良字大川 内 9016 番地 1	畑	53	所有権	農地法第33条第1項	(亡)古庄正二
太良町大字大浦字下田 古里乙 2005 番地	畑	840	所有権	農地法第33条第1項	(亡)林田 智
太良町大字大浦字多於 丙 1739 番地 2	畑	54	所有権	農地法第33条第1項	(亡)林田 智
太良町大字大浦字北原 丁 1215 番地 2	畑	325	所有権	農地法第33条第1項	(亡)杉崎徳左エ門



太良町大字大浦字中畑 丁 1216 番地	畑	441	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字野揚 辻丁 2264 番地 2	畑	170	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字野揚 辻丁 2265 番地	畑	464	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字野揚 辻丁 2306 番地	畑	739	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字尾ノ 上丁 2597 番地	畑	192	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字尾ノ 上丁 2605 番地 1	畑	542	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字里戊 30 番地	畑	78	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字里戊 48 番地 1	畑	285	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字大谷 平戊 1375 番地 2	畑	787	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門
太良町大字大浦字大谷 平戊 1376 番地	畑	359	所有権	農地法第 33 条第 1 項	(亡) 杉崎徳左エ門

農地法第 32 条第 1 項第 1 号 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

農地法第 32 条第 1 項第 2 号 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農地法第 33 条第 1 項 耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地

2 この公示は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び同法第 33 条第 1 項の農地について、当該農地について同法第 32 条第 2 項及び第 3 項（これらの規定を同法第 33 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による探索を行った結果、農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである（農地法施行規則第 74 条の 2 により探索を行ったとみなされる場合を含む）。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、代表



者の氏名)

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

- 4 また、この公示があつた日から起算して2月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第41条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地（農地法第32条第1項第2号に該当するものを除く。）について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。